

千葉県汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱

平成22年4月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）（以下「法」という。）に基づき汚染土壌の処理を業として行う事業者に対し、法に定めるもののほか、汚染土壌処理施設の設置等に関し、必要な指導を行うことにより、周辺環境の保全に配慮した汚染土壌の適正な処理の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、法に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚染土壌処理施設 法第22条第1項に規定する汚染土壌の処理の事業の用に供する施設をいう。
- (2) 対象変更工事 法第23条第1項の規定による許可に該当しない工事のうち、次のいずれかに該当する工事をいう。
 - ア 汚染土壌処理施設の設置の場所を変更するもの。
 - イ 汚染土壌処理施設に係る主要な付帯設備を変更するもの（当該変更により、生活環境への負荷を増大させるおそれがある場合に限る。）。
- (3) 事業計画者 法第22条第1項若しくは法第23条第1項に基づく許可を受けようとする者又は対象変更工事を行おうとする者をいう。
- (4) 周辺地域 汚染土壌処理施設の設置等に伴い生活環境に影響を及ぼすと考えられる地域として別表1で定める地域をいう。
- (5) 近隣住民 周辺地域内に居住又は勤務する者をいう。
- (6) 関係機関等 汚染土壌処理施設の設置に関し、関係する他の法令、条例及び要綱等を所管する機関をいう。
- (7) 廃棄物処理法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (8) 廃棄物 廃棄物処理法第2条第1項から第5項までの規定による廃棄物をいう。
- (9) 廃棄物処理施設 廃棄物処理法第8条第1項及び第15条第1項の規定による廃棄物処理施設をいう。

第2章 事前協議等

(事前協議)

第3条 事業計画者は、法第22条第1項若しくは、法第23条第1項に基づく許可の申請をし、又は対象変更工事（以下「許可申請等」という。）に着手しようとする

るときは、あらかじめ、市長と事前協議を行うものとする。

- 2 前項の事前協議は、次の事項を記載した汚染土壌処理施設設置等事業計画書（以下、「事業計画書」という。）及び別表 2 に掲げる添付書類を市長に提出して行うものとする。
 - (1) 住所及び氏名（法人にあつては、その名称、代表者の氏名）並びに電話番号等
 - (2) 汚染土壌処理施設の設置の場所
 - (3) 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力
 - (4) 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
 - (5) その他、別表 3 に定める事項
- 3 事業計画者は、第 1 項の規定による事前協議において、市長が別に定める立地に関する基準（以下、「立地基準」という。）、構造に関する基準（以下、「構造基準」という。）及び維持管理に関する基準（以下、「維持管理基準」という。）を遵守しなければならない。ただし、汚染土壌と廃棄物の両方を処理する施設で千葉市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（以下、「廃棄物指導要綱」という。）による事前協議を行う場合又は廃棄物処理法及び廃棄物指導要綱に適合した廃棄物処理施設において汚染土壌を処理しようとする場合においては、立地基準は適用しない。
- 4 事業計画者は、第 10 条に規定する事前協議終了通知書を受けた後に許可申請等を行うものとする。

（近隣住民への周知）

- 第 4 条 事業計画者は、前条の規定による事前協議を行うときは近隣住民に対し、当該事業計画について周知に努めるものとする。
- 2 事業計画者は、周知を行おうとするときは、次の事項を記載した周知計画書を市長に提出するものとする。
 - (1) 周知を行う地域
 - (2) 周知の方法
 - (3) 周知の内容
 - (4) その他必要な事項
 - 3 事業計画者は、周知を行ったときは、近隣住民からの意見及びその対応等を記載した周知結果報告書を市長に提出するものとする。
 - 4 事業計画者は、近隣住民からの合理性のある意見について、当該事業計画に反映するよう努めるものとする。

（関係機関等との調整）

- 第 5 条 事業計画者は、汚染土壌処理施設の設置にあたり、関係機関等との調整、協議等を自らの責任において行うものとする。
- 2 市長は、第 3 条の規定による事前協議において、必要に応じ関係機関等に意見を求

めることができる。

(専門的知識を有する者からの意見の聴取)

第6条 市長は、第3条の規定による事前協議において、必要に応じ専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(事業計画者への指導)

第7条 市長は、第3条の規定による事前協議及び第4条の規定による近隣住民への周知において必要と認めるときは、事業計画者に対し、事業計画書、周知計画書及び提出された関係書類の変更その他講ずべき措置について指導（以下、「審査指示」という。）することができる。

2 市長は、事業計画者に対し、必要に応じ前項の審査指示に対する所要の措置の状況及び第5条による調整、協議等の状況について報告を求めることができる。

(審査指示事項終了書)

第8条 事業計画者は、第5条の規定による調整、協議等及び前条による審査指示に対する所要の措置が終了した場合は、審査指示事項終了書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前条の規定による審査指示に対する所要の措置及び第5条の規定による調整、協議等が終了していないと認められる場合には、事業計画者に対し、当該事項について再度、審査指示に対する所要の措置及び第5条の規定による調整、協議等を行うことを指示するものとする。

(事業計画の変更)

第9条 事業計画者は、第3条第2項の規定により市長に提出した事業計画書の内容を変更しようとするときは、事業計画変更書を市長に提出し、再度協議しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めたときは、変更内容を市長に届け出ることにより、これに代えることができる。

(事前協議の終了通知)

第10条 市長は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合は、事前協議を終了し事前協議終了通知書により事業計画者に通知するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、立地基準、構造基準及び維持管理基準に適合していること。
- (2) 第4条の規定による周知が適切に行われたこと。
- (3) 第5条の規定による関係機関等との調整、協議等が終了していること。
- (4) 第7条の規定による審査指示に対する所要の措置が適切に行われたこと。

(事業計画書の取下げ)

第11条 事業計画者は、事業計画書を取り下げる場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、第7条の規定による審査指示を行った日から1年を経過してもなお、当該審査指示に対する所要の措置がなされていないとき又は事業計画が実現困難な状況にあると認めたときは、事前協議の取下げを指導できるものとする。

(事前協議の失効)

第12条 事業計画者が、第10条の規定による通知を受けてから1年を経過する日までに、許可の申請をせず、又は対象変更工事に着手しないときは、事前協議は失効するものとする。ただし、事業計画者の責めに帰することができない特別の事情があると市長が認めたときは、この限りではない。

第4章 雑則

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第14条 この要綱は、必要に応じ、随時見直すものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

別表1（第2条第4号関係）

周辺地域

- 1 汚染土壌処理施設に係る敷地の境界から200メートル以内の範囲内の土地及び当該土地を包含する自治会の区域内の土地。ただし、汚染土壌と産業廃棄物を併せて処理する施設については、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（昭和63年4月1日施行）により定められた関係地域。
- 2 上記のほか、影響が想定されるものとして事業者が定めた範囲内の土地

別表2（第3条第2項関係）

添付書類

事業計画書に添付する書類は、次のとおりとする。

- 1 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類
- 2 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面
- 3 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに埋立処理施設にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 4 汚染土壌の処理工程図
- 5 申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること。）を証する書類
- 6 他に法第22条第1項の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る第14条第1項の許可証の写し
- 7 埋立処理施設のうち公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては、当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写し
- 8 汚染土壌の処理の事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- 9 汚染土壌の処理の事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 10 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 11 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 12 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 13 申請者が個人である場合には、住民票の写し

- 14 申請者が法第22条第3項第2号イからハマまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 15 申請者が法人である場合には、法第22条第3項第2号ハに規定するその事業を行う役員住民票の写し
- 16 汚染土壌の処理に伴って生じた汚水（以下「汚水」という。）の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水（以下「排水」という。）及び排水に係る用水の系統を説明する書類
- 17 排水口（汚染土壌処理施設に係る事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）に排水を排出し、又は下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。以下同じ。）に排除される水を排出する場所をいう。以下同じ。）における排水の水質の測定方法を記載した書類
- 18 汚染土壌処理施設の周縁の地下水（埋立処理施設のうち公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第12項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。以下同じ。）の水質の測定方法を記載した書類
- 19 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出（以下「飛散等」という。）並びに地下への浸透を防止する方法を記載した書類
- 20 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口（これらの施設において生ずる第4条第1号又(1)から(6)までに掲げる物質、土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号。次条第2号において「令」という。）第1条第7号、第11号、第12号、第14号、第18号、第22号及び第24号に掲げる物質並びにダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。第4条第2号ロ(2)(ハ)において同じ。）（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類
- 21 法第27条第1項に規定する措置（第4条第2号ニにおいて「廃止措置」という。）に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書面
- 22 汚染土壌処理施設において処理した汚染土壌であつて規則第31条第1項又は第2項の基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壌処理施設以外の汚染土壌処理施設において処理する場合には、当該処理を行う汚染土壌処理施設（以下「再処理汚染土壌処理施設」という。）について法第22条第1項の許可を受けた者の当

該許可に係る第14条第1項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壌処理施設において当該汚染土壌の引渡しを受けることについての同意書

- 23 汚染土壌処理施設において処理した汚染土壌であつて、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第18条第1項又は第2項の基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壌処理施設以外の汚染土壌処理施設において処理する場合における当該処理を行う汚染土壌処理施設（以下「再処理汚染土壌処理施設」という。）について法第22条第1項の許可を受けた者の当該処理を受託することについての同意書及び当該者が当該許可を受けていることを証する書類
- 24 汚染土壌処理施設の設置場所を示す位置図（国土地理院発行の2万5千分の1の地図によること）
- 25 汚染土壌を搬出入する車両が通行する経路を明らかにする図面及び使用する道路の状況（幅員、舗装状況、通学等に係る利用状況等）を明らかにする書類
- 26 埋立処理施設にあつては、計画地全体の面積及び埋立の面積の実測求積図
- 27 汚染土壌処理施設の設置等に伴う周辺的生活環境に及ぼす影響を記載した書類

別表3（第3条第2項第5号関係）

汚染土壌処理業の許可の申請の手續等に関する省令（平成21年環境省令第10号）第3条で定める事項

- 1 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び申請者の事務所の所在地
- 2 他に法第22条第1項の許可を受けている場合にあつては、当該許可をした都道府県知事（令第8条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）
- 3 汚染土壌の処理の方法
- 4 セメント製造施設にあつては、製造されるセメントの品質管理の方法
- 5 汚染土壌の保管設備を設ける場合には、当該保管設備の場所及び容量
- 6 申請者が法人である場合には、法第22条第3項第2号ハに規定するその事業を行う役員の名及び住所
- 7 再処理汚染土壌処理施設に係る次に掲げる事項
 - イ 再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地
 - ロ 再処理汚染土壌処理施設についての法第22条第1項の許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号
 - ハ 再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力

汚染土壌処理施設の立地に関する基準

平成22年4月1日制定

第1 趣旨

この基準は、「千葉市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱」（以下、「指導要綱」という。）第3条第3項の規定により、汚染土壌処理施設の立地に関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の定義は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）（以下「法」という。）、土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）その他の関係法令に定めるもののほか、指導要綱第2条に定めるところによる。

第3 立地環境

事業計画者は、汚染土壌処理施設の設置等に当たっては、次に掲げる立地環境に関する事項を遵守するものとする。

(1) 生活環境に関する事項

ア 大気汚染、騒音、悪臭若しくは振動又は河川、水路、地下水等の汚染による生活環境への影響のおそれがないこと。

(2) 施設距離の確保に関する事項

ア 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームなどの教育・文化施設又は医療・福祉施設等に係る土地の敷地境界からの距離は、おおむね100メートル以上であること。

イ 住宅、店舗その他これらに準ずる建物に係る土地の敷地境界からの距離は、おおむね50メートル以上であること。

ウ 河川、海又は湖沼からの距離はおおむね50メートル以上であること。（埋立処理施設に限る。）

(3) 地域、区域等の制限に関する事項

次に掲げる地域、区域等を原則として含まないこと。

ア 宅地の開発予定地（千葉市宅地開発指導要綱（平成8年4月1日制定）の適用対象で関係者と事前協議中又は事前協議済みの土地で未着工のもの）及びその周辺おおむね50メートル以内の土地を含まないこと。

イ 都市緑地法（昭和48年9月1日法律第72号）に規定する特別緑地保全地区及び首都圏近郊緑地保全法（昭和41年6月30日法律第101号）に規定する近郊緑地特別保全地区

- ウ 森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）に規定する保安林、保安林予定森林
- エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- オ 農地法（昭和 27 年 7 月 15 日法律第 229 号）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号）で規定する農用地区域内の農地
- カ その他、市長が汚染土壌処理施設に係る土地として不相当と認める場所

第 4 立地要件

事業計画者は、汚染土壌処理施設の設置等に当たっては、次に掲げる立地要件に関する事項を遵守するものとする。

- (1) 予定地の使用権原を有すること。
- (2) 予定地に係る関係法令の規制又は要綱その他の行政指導の適用を受ける場合は、これらの法令等による手続をとること。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

汚染土壌処理施設の構造に関する基準

平成22年4月1日制定

第1 趣旨

この基準は、「千葉市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱」（以下、「指導要綱」という。）第3条第3項の規定により、汚染土壌処理施設の構造に関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の定義は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）（以下「法」という。）、土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）その他の関係法令に定めるもののほか、指導要綱第2条に定めるところによる。

第3 基準の遵守

事業計画者は、汚染土壌処理施設の設置等に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

1 汚染土壌処理施設に関する事項（埋立処理施設を除く。）

(1) 囲い等

ア 施設に係る土地の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いを設けること。

イ 囲いは、原則として施設に係る土地の全周囲に設けられていること。

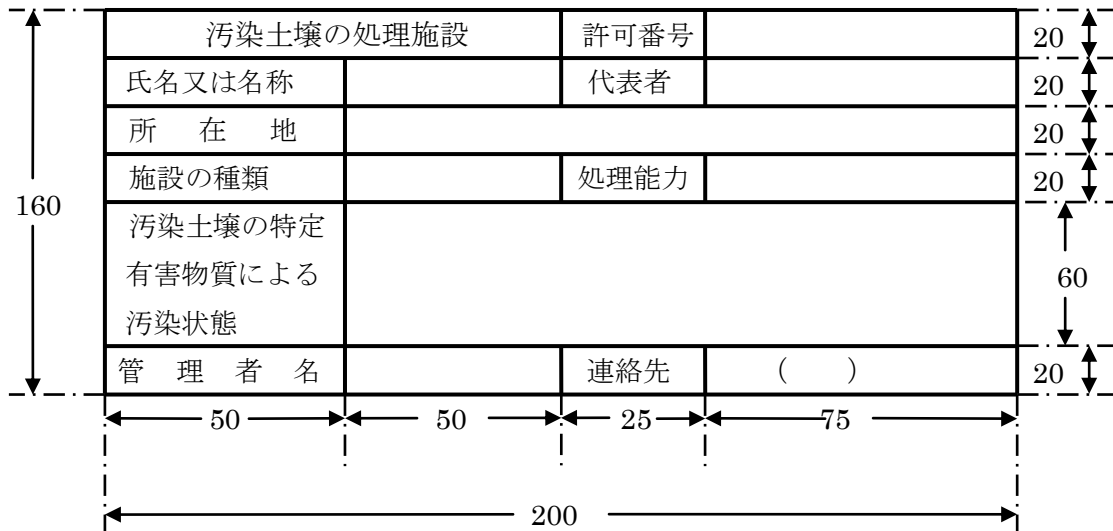
ウ 出入口は、原則として1箇所とし、施錠できる門扉を設けること。

エ 囲い及び門扉は、容易に転倒せず、又は破壊されない材質及び構造とすること。

(2) 表示等

ア 出入口付近の見やすい場所に、次の様式により、汚染土壌の処理施設である旨を表示する立札その他の設備を設けること。

イ 表示位置は、原則として門扉付近とすること。



注1. 寸法の単位はセンチメートルとする。

2. 表示は、下地を白色とし、文字を黒色とすること。

3. 材質は、耐水性のもので、強度が十分であること。

(3) 緩衝地帯

原則として、敷地境界から1メートル以上の距離を確保した緩衝地帯を設け、緑化に努めること。

(4) 搬入道路

ア 搬入車両の通行に支障のないよう十分な幅員を確保すること。

イ 必要に応じて舗装を行うこと。

ウ 公道への取付けに当たっては、道路管理者と協議すること。

(5) 消火設備

必要に応じて、消火器等適切な消火設備を設けること。

(6) 洗車設備

原則として、運搬車両のタイヤ等に付着した泥等を洗い落とす設備を設けること。

(7) 駐車設備

原則として、車両の通行及び汚染土壌処理に支障が生じないように、運搬車両の駐車設備を設けること。

(8) 雨水等の流入防止

施設内に外部の雨水等が流入するのを防止できる開渠その他の設備を設けること。

(9) 管理事務所

施設の維持管理を行うため、必要最低限の管理事務所を設置するとともに、必要に

応じ電話等を設置すること。

2 埋立処理施設に関する事項

「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」で規定する「廃棄物処理施設の構造に関する基準」の第4. 最終処分場の構造に関する基準を準用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

汚染土壌処理施設の維持管理に関する基準

平成22年4月1日制定

第1 趣旨

この基準は、「千葉市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱」（以下、「指導要綱」という。）第3条第3項の規定により、汚染土壌処理施設の維持管理に関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の定義は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）（以下「法」という。）、土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）その他の関係法令に定めるもののほか、指導要綱第2条に定めるところによる。

第3 基準の遵守

事業計画者は、汚染土壌処理施設の設置等に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

1 汚染土壌処理施設に関する事項（埋立処理施設を除く。）

(1) 囲い等

- ア 囲いは、みだりに人が施設内に立ち入るのを防止できるようにしておくこと。
- イ 囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修すること。
- ウ 門扉は、1日の作業終了後は閉鎖し、施錠すること。

(2) 表示等

- ア 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。
- イ 立札等が破損した場合は、直ちに補修すること。

(3) 火災の発生防止

- ア 消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮できるように点検整備を行うこと。

(4) 害虫等の発生の防止

- 蚊、ハエ等の発生の防止に努め、敷地内の清潔を保持すること。

(5) 定期的な点検、機能検査

施設の正常な機能を維持するために、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。

(6) 雨水の流入等の防止

施設内に外部から雨水が流入しないよう必要な措置を講ずるとともに、敷地内の雨水が適切に排水されるよう点検を行うこと。

(7) 事故の防止

事故の発生を防止するため、常に巡回監視及び点検等を実施し、特に地震、台風、大雨等の際には場内を巡回監視し、汚染土壌の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止すること。

(8) 異常事態の対応

ア 汚染土壌が施設から流出するなど、異常な状態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した汚染土壌の回収その他生活環境の保全上、必要な措置を講ずること。

イ 異常な事態が生じたときは、直ちに関係所管官庁等に連絡するとともに、協議を行うこと。

(9) 使用道路

ア 搬入車両等が使用する道路（以下、「使用道路」という。）が、通学路として使用されている場合は、交通整理員を配置する等安全の確保を図ること。

イ 使用道路が、道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全な確保を図ること。

ウ 使用道路は、常に清掃を行い清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修等を行うこと。

(10) 汚染土壌の受入れ時の確認

ア 搬入される汚染土壌について、処理できる性状のものか管理票等により、性状及び量等を確認すること。

イ 受入れる汚染土壌の特定有害物質による汚染状態が、管理票と相違ないか必要に応じ分析を行うこと。

(11) 周辺地域への配慮

汚染土壌処理施設の維持管理に当たっては、周辺地域の生活環境の保全及び推進に配慮すること。

(12) 許可条件の遵守

許可に当たり生活環境の保全上、必要な条件が付されているときは、これを遵守すること。

2 埋立処理施設に関する事項

「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」で規定する「廃棄物処理施設の構造に関する基準」の第4. 最終処分場の構造に関する基準を準用する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成22年4月1日から施行する。